

PRESS RELEASE

報道関係者 各位

2025 年 6 月 20 日
午後 3 時 00 分発表
千葉県香取市

件 名 職員の懲戒処分・分限処分について

香取市では、職員の懲戒処分を行った場合、市政の透明性を高めるとともに、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の再発防止を図るため、これを公表することとしています。

令和 7 年 6 月 20 日付で 1 件の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

- (1) 被 処 分 者 生活経済部 主幹 (52 歳)
- (2) 処分の内容 懲戒処分 停職 5 か月
分限処分 主幹から副主幹への降任
- (3) 処分年月日 令和 7 年 6 月 20 日
- (4) 事件の概要

被処分者は、令和 7 年 3 月 21 日午後 6 時から午後 10 時 30 分頃に掛けて市内飲食店で飲酒し自家用車で仮眠した後、その自家用車で帰宅途中、3 月 22 日午前 0 時頃、茨城県稲敷市の交差点で縁石に乗り上げる車両単独事故を起こした。その際、駆け付けた警察官による検査で、基準値を超えるアルコール分 (0.25 mg/ℓ) が検出されたことから、酒気帯び運転で検挙された。

【市長コメント】

飲酒運転の根絶、交通法規の遵守については、これまでも繰り返し注意喚起してきたところでありますが、職員の規範意識の欠如によりこのような不祥事を起こしてしまったことは、誠に遺憾であり深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、全職員に対し一層の服務規律の徹底と綱紀の粛正を求め、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

< 問い合わせ >

香取市 総務部 総務課 担当：課長 大崎 悦正
TEL：0478-50-1240 FAX：0478-52-4566